

会議録

会議の名称	第1回枚方市介護予防事業に係る成果運動型民間委託契約方式事業者選定審査会
開催日時	令和4年3月24日(木) 10:30~12:00
開催場所	枚方市市民会館 第6集会室
出席者	委員5名中4名出席 会長：馬場英朗委員、副会長：佐藤嘉枝委員 委員：上野山裕士委員、本多重夫委員
欠席者	岩井正彦委員
案件名	1. 会長・副会長の選出について 2. 諮問 3. 事業者選定基準について 4. 今後のスケジュールについて
提出された資料等の名称	(資料1) いくつになっても誰もが「主役」の介護予防事業 (資料2) 事業者選定基準(案) (資料3) 成果水準書 (資料4) 企画提案書作成要項 (資料5) 様式第1 企画提案書 (資料6) [別紙]企画提案 確認事項一覧 (資料7) 採点表
決定事項	1. 会長・副会長を選出した。 3. 事業者選定基準については、委員の提案を踏まえ、庁内関係課に確認のうえ、決定は会長に一任する。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 枚方市附属機関条例第6条第1項第2号に規定する非公開事由に該当
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	0人
所管部署(事務局)	健康福祉部 地域健康福祉室 健康増進・介護予防担当

審議内容	
事務局	<p>開会</p> <p>それでは定刻となりましたので、第 1 回枚方市介護予防事業に係る成果連動型民間委託契約方式事業者選定審査会を始めさせていただきます。</p> <p>本日はご多用のなか、本審議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>本審査会におきましては、本日が初めての会議となりますので議事を進行していただく会長が決まっておられません。そのため、会長が決定するまでは事務局のほうで進行をさせていただきます。</p> <p>まず、本日の委員の出席状況についてですが、5 名中 4 名の委員にご出席いただいておりますので「枚方市附属機関条例第 5 条第 2 項」の規定に基づき、本審査会が成立していることをご報告します。</p> <p>また、傍聴人に関しましては 0 人でございます。</p> <p>それでは、本日出席いただいております委員の皆様をご紹介します。</p> <p>続きまして、枚方市の出席者の紹介をさせていただきます。</p> <p>それでは、審査会の開催に先立ちまして長沢副市長よりご挨拶申し上げます。</p>
副市長	<p>おはようございます。枚方市の副市長の長沢でございます。諮問に先立ちまして開会のご挨拶を申し上げたいと思います。</p> <p>審査会委員の皆さまには、公私ともにご多用のなか、本審査会にご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>また平素より市政各般にあたりまして格別のご協力をいただいていることに心よりお礼申し上げます。</p> <p>さて、本市では様々な行財政事情や行政課題に対し、対応手法の一つとして民間事業者のノウハウ等を積極的に活用することで、更なる市民サービスの向上を検討しているところでございます。</p> <p>特に昨今の高齢者人口の増加に伴い、本市におきましても要介護者が増加する見込みと推計しておりますが、少しでもその増加を抑制し、ニーズに応じた多様な介護予防ツールの提供と自主的な活動を支援する体制の構築を行うことで健康寿命の延伸を目指すところでございます。</p> <p>このたび、介護予防事業のさらなる展開を図るため、成果連動型民間委託契約方式により事業者を公募型プロポーザル方式にて選定すること</p>

	<p>といたしました。</p> <p>本市におきましては初めての取組みとなりますが、目標達成に向けてしっかりと取り組んでまいります。</p> <p>本審査会委員の皆さまにおかれましては、事業契約までの間、大変タイトなスケジュールとなっておりますが、事業者を選定する基準をはじめ選定までの間、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>
	<p>案件 1 会長・副会長の選出について</p>
事務局	<p>それでは、早速ですが、案件に移りたいと思います。</p> <p>枚方市附属機関条例では、「会長及び副会長は、委員の互選によって定める。但し、副会長については会長が必要と認める時は、その指名により定めることができる」とあります。</p> <p>会長の立候補またはご推薦がありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>立候補や推薦がないようでしたら、恐縮ですが事務局から提案させていただきたいと考えていますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
事務局	<p>異議なしとのことでございますので、会長には、今回の成果連動型民間委託契約方式について、専門的な知識を有しておられます馬場委員をご提案させていただきたいと考えていますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
事務局	<p>異議なしとのことでございますので、会長を馬場委員にお願いさせていただきます。</p> <p>馬場会長、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、以後の進行につきましては、馬場会長にお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>それでは、本審査会の会長を務めさせていただきます馬場と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>私自身はPFSについて研究しておりまして、すでにPFSに取り組んで</p>

	<p>いるイギリスなどの先行事例の調査を行っています。このP F Sの手法の一つとして民間資金調達という要素を加えたソーシャル・インパクト・ボンドというものがあり、諸外国では関心を集めているところではありますが、日本ではその考え方が合わないということもあるようです。</p> <p>民間からの資金調達を行わないP F Sについてもわが国ではまだあまり広がっていない状況ではありますが、内閣府は社会的課題の解決を図っていく事業手法として、P F Sの推進に取り組んでおり、自治体向けの個別相談会の開催や案件形成支援業務を行っています。その中で枚方市が趣味などを活かして介護予防を行うという非常にユニークな提案をされました。この事業は、他の自治体でも関心を持たれるのではないかと楽しみにさせていたところではあります。どうぞ、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、副会長の選出をさせていただきたいと思っております。</p> <p>副会長につきましては、私のほうから日頃より高齢者に寄り添った立場でご活躍いただいております枚方市介護支援専門員連絡協議会圏域委員長佐藤委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは、副会長は佐藤委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、さっそくですが案件2.の「諮問」に移りたいと思っております。事務局からよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>案件2 「諮問」について</p> <p>それでは、「諮問」に移らせていただきます。</p> <p>本市の介護予防事業に係る成果連動型民間委託契約方式事業者選定につきまして、市長からこの審査会に諮問し、審査会にて調査審議いただき、答申をお受けすることとなっております。</p> <p>では、副市長から諮問させていただきたいと思っております。</p>
副市長	<p>それでは、諮問させていただきます。</p> <p>諮問書、本市における介護予防事業のさらなる発展を期するため、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第1条第2項に基づき、下記の事項について貴審議会に諮問します。</p> <p>諮問事項、成果連動型民間委託契約方式による介護予防事業を行う事業者の選定について。</p>

事務局	<p>令和4年3月24日、馬場 英朗会長様、枚方市長 伏見 隆。 どうぞ、よろしく申し上げます。</p> <p>委員の皆さまには、諮問書の写しをお配りしますので、ご参照くださいますようお願いいたします。以上になります。</p>
会長	<p>ただいま、市長から諮問をいただきました。枚方市介護予防事業に係る成果連動型民間委託契約方式事業者選定について、皆さま、ご協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>それでは、案件3に入ります前に、審議会につきましては、原則公開でありますけれども、本審議会の公開及び非公開について委員のご意見を伺いたいと思います。</p> <p>枚方市附属機関条例第6条第1項によりますと、附属機関の会議は、公開とするものとされています。</p> <p>ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。と定められております。</p> <p>同項第2号で「公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議」としております。</p> <p>本審議会につきましては、介護予防事業を行う事業者選定に関する審議を行う審議会であることから、非公開にて行うことが妥当だと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは、本審査会につきましては、枚方市附属機関条例第6条第1項第2号に規定する非公開事由に該当するため、会議は非公開で行うものとします。</p> <p>しかし、会議録につきましては、審議内容を把握することが目的であるため、発言者は無記名で同条例の規定に抵触する部分は非公開を原則として、公開していくということになりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局ほうからよろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>会議が非公開となりましたが、本日、傍聴人は0人となっておりますので、このまま審議を継続していただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、副市長については、このあと公務が重なっていることから退席</p>

	<p>させていただきます。</p> <p>それでは、会長、引き続きよろしくお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>案件 3 事業者選定基準について</p> <p>それでは、案件 3 に移りたいと思います。</p> <p>まず、事務局から内容について説明いただくようお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>本審査会では、今回本市が成果連動型民間委託契約方式により取り組む介護予防事業を担う事業者を公募型プロポーサル方式にて選定いただくこととなりますが、その際の基準が適切なものとなっているかについて、本日までご審議いただきたく考えております。</p> <p>審議に先立ちまして、今回の事業内容についてご説明させていただきます。(資料 1) をお手元にご用意いただくようお願いします。</p> <p>高齢化社会の加速に伴い、介護が必要となるリスクの高い高齢者の増加が見込まれている中で、少子高齢化に伴う医療費等の現役世代の負担増、介護の担い手不足などが喫緊の課題となっています。これらの課題に対して、本市では、ニーズに応じた多様な介護予防ツールの提供や通いの場の充実、新たな担い手による支援体制が必要であると考えており、運動を主とする介護予防活動については、様々な事業に取り組み、一定の効果を上げていると考えています。</p> <p>2 ページをご覧ください。表紙の次のページです。</p> <p>枚方市オリジナル体操である「ひらかた元気くらわんか体操」、2 本のポールを使ったウォーキングである「ノルディック・ウォーキング」、同じく 2 本のポールを使った座位・立位のエクササイズである「ひらかた夢かなえるエクササイズ」といった、取組難易度の異なる 3 つのツールを活用し、それぞれに自主的に実施するグループを組成してもらい、取り組んでもらっています。</p> <p>次のページ、3 ページをご覧ください。</p> <p>厚生労働省の推奨する「通いの場」に位置づけられるものとして本市では「高齢者居場所」と「街かどデイハウス」があります。枚方市では 13 の日常生活圏域を設定しており、すべての日常生活圏域において活動が実施されている状況です。</p> <p>一方で、日常的な趣味といった運動を伴わない活動への潜在的ニーズも存在すると認識しており、運動を主とする介護予防活動に興味関心を示さない層へのアプローチも重要だと考えております。</p> <p>次のページ、4 ページをご覧ください。</p>

アンケートでは、今後やってみたい活動として「仲間と行う趣味や娯楽の活動」が32.5%といった高い割合を示しています。

しかしながら、厚生労働省がエビデンスを示しております運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善、認知症予防に資する教室等以外のツールの選定が困難であるといった課題があります。

そこで、今回実施する事業は、こういった層を実際の趣味活動へ誘引しうる契機を提供するとともに、事業後においても、参加者が自主的に集まり、継続的な趣味活動を行っていただけるような支援を提供し、ひいては一人ひとりが自走することで地域や社会でのつながりに発展させることを目的とします。このような本市の目的を達成すべく、外出するきっかけづくりや介護予防に資する行動変容を促す事業について、民間のノウハウを活用して成果を高めていくため、成果連動型民間委託契約方式を導入し、実施するものです。

次ページ、5ページをご覧ください。

本事業は、主に2点の業務から構成するものとしております。

一つ目は、ロジックモデルの左側、高齢者が新たに趣味獲得あるいは再開に誘引することを目的に、趣味の技能を習得しうる「きっかけづくりの場」を提供すること、二つ目は、「きっかけづくりの場」の参加者の中で、特に仲間とともに行う趣味活動に参加していない状態の高齢者に対して、「自主グループ」の組成及び自主的な参加を強く働きかけ、あわせて活動の継続に資するフォローアップを行うことで、業務終了後も地域や社会において仲間とのつながりを持ちながら自走できる仕組みを構築してもらいたいと考えています。

そのため、きっかけづくりの場から趣味活動を6か月間、継続できるような行動変容及び習慣化のための取組みを一体的に実施するものです。

加えて、これまで「高齢者居場所」としての登録をされていない「自主グループ」、本事業で新たに組成されたグループを含むが、この事業を契機に「高齢者居場所」の登録を行うよう支援するものとしています。

対象者は、65歳以上の枚方市民とし、①運動を主とする介護予防活動に興味関心がない方、②趣味がない、または趣味はあるがともに活動する仲間がない方、③家族以外の他者との関わりが希薄な状態の方、といった要件に該当する方の参加を期待しているものです。

なお、本市の高齢者は11万1千人ほどいらっしゃいまして、アンケート調査等から社会参加が無く、主観的健康感が低い高齢者を1万2千人ほどと把握しています。

<p>会 長</p>	<p>以上、簡単ではございますが、本市が取り組もうとしている成果連動型民間委託契約方式を活用した介護予防事業の説明となります。</p> <p>続きまして、これは事務局からの提案といたしまして、委員の皆さまの審議内容がより充実したものとなりますよう PFS の制度や考え方について、会長からご説明をいただきたく考えていますが、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、会長よろしくお願いたします。</p> <p>私の方からは、そもそも PFS という考え方がなぜ出てきたのかという背景等も含めてお話させていただければと思います。</p> <p>PFS というのはペイ・フォー・サクセス、すなわち成果に対して支払うという考え方になるのですが、この字面だけで捉えてしまうと、成果を高める、成果主義というような印象が強くなるかと思われます。</p> <p>この PFS の考え方は、アメリカやイギリスの公共サービス分野から出てきているのですが、成果を高める、経済性を高めるという意図よりは、むしろそれが行き過ぎてしまい、特にイギリスの公共サービス分野では民営化など経済効率性を推し進めるものが行き過ぎてしまって不都合が生じていることから、経済性を追求するだけでなくより広い社会的な成果も含めて支払いを行うという、いわば経済性へのアンチテーゼといった流れの中から出てきた考え方ということになります。今回の枚方市の事業で言いますと、資料 1 の 4 枚目「課題」の 2 つ目に「厚生労働省がエビデンスを示している」とありますが、この「エビデンス」がキーワードでありまして、エビデンス・ベスト・ポリシー・メイキング (EBPM)、いわゆるエビデンスに基づいて支払をするという考え方が今公共サービス分野でも進められているわけですが、PFS の特徴としては、先ほどお話ししました通り単純に成果を高めるという意図ではなく、本来の大本の意図がありまして、例えば、ここでいうと口腔機能とか栄養改善、認知症予防、こういうものは厚生労働省が成果が出ると認めていることになるのですが、そうではなくて、他にももっと成果が出るような事業のやり方があるのではないかと、それを探るために PFS というやり方をして成果を図る、それに向けての事業のやり方は事業者のほうに工夫してもらっていいですよ、ということになります。従来型の事業であれば逆に何をしたらどのような成果が出るというのがはっきりしていますので、その仕様書の中にこういうことをやってください、それであればいくら払いますという進め方になるのですが、PFS については、どうやったらいいのかまだよく見えてないような事業、それに対して、事業者が工夫をして実施をして、成果が出たら</p>
------------	--

支払いますという、そういうスキームになります。

枚方市の今回の事業でいうと、趣味とか生きがいとか居場所、こういったものが介護予防に効果があるというのは、直感的にはわかる、そうだろうと思われるところが、PFSという手法をとることによってエビデンスを形づくる、それに対してトライするという非常にチャレンジングな事業内容となっています。

PFSでは、従来型の仕様書ではなく、事業者に対しては求める成果や支払いの基準を示す成果水準書を提示することとなります。資料3の成果水準書の7ページの「支払いの基準」というのがあって、きっかけづくりの場への参加者数とか、6か月の継続者数、居場所の登録数とかいう形で、これが達成されると支払われますよというスキームにはなるのですが、これはどういう背景からあげているかという、資料1の5枚目のロジックモデルをご覧いただきまして、従来型の委託であれば、何人参加したらいくら払いましょうという考え方になるのですが、PFSの場合は、そもそも、参加人数を増やすことが本来の目的ではない、本来は資料1にあるロジックモデルの長期アウトカムにある要支援・要介護率の低下、介護費用等の適正化、地域コミュニティの活性化、これが究極的な目的になるんですけども、この目的を達成するには、事業を実施してから数年かかりますので、行政の事業としてすぐにこの成果が測定できないということになります。そのために、先ほど触れたような、究極的な目的の前段階の目的があって、それを達成するためには、まず参加してもらわないといけないだろう、参加してもらっただけではダメで継続してもらって、継続してもらって、あと高齢者居場所なんかも出来ていくと、将来的には最後の長期アウトカムというものが、今の言葉ではインパクトとか、社会的インパクト評価とか、言われたりするのですが、そういったインパクトが出るだろうということで、究極的な目的による成果に代えて、前段階の目的を成果指標として設定して支払いをするというスキームになっています。ですから、これから事業者選定の基準を議論していくのですが、成果を達成するというのが重要ではあるんですけども、その成果というのは最終的には長期アウトカムに結びつくものでなければいけないので、そういったことを提案できる事業者に担っていただきたいということと、あとは、今回の事業ではそこまでのスキームを落とし込むことは難しいのですが、この事業、パイロット事業でPFSというのは今後どのように役に立っていくのか、ということを検証する事業でもあるので、事業者がどんな工夫をして長期アウトカムを目指していくのかというのが重要になるのではないかと個人的には思っ

	<p>ているところでは。</p> <p>私からの説明は以上です。</p> <p>続きまして、事務局から説明をお願いします。</p> <p>会長、ご説明ありがとうございました。</p> <p>それでは、本日ご審議いただく（資料 2）の選定基準（案）をご用意をお願いします。選定基準（案）は、本市における指定管理者の選定など、公募型プロポーサル方式での事業者選定基準をもとに作成していますが、3 ページ「2. 企画提案に関する事項」につきましては、本件独自のものとなっています。</p> <p>1 ページ目をご覧ください。</p> <p>1. 総則の 1. の表にあるとおり、選定基準は、要求事項を達成するための事項としての「確認事項」及び優れた提案内容に対する加点評価を行うための「加点事項」により構成しています。</p> <p>評価内容は、それぞれの項目ごとに（資料 2）の 2 ページ目に掲げている表のとおり 5 段階評価となります。</p> <p>採点のイメージにつきましては、（資料 7）をご覧ください。</p> <p>それぞれの項目の重要度から配点ウェイトを設定しています。</p> <p>1 件の提案ごとに、委員の皆さまそれぞれに、200 点満点で評価していただくこととなります。</p> <p>「確認事項」については、応募要項に記載しますが「加点事項」は公開しないため、「加点事項」が「確認事項」からみて唐突な内容となっていないか懸念している部分もあります。</p> <p>それでは、（資料 2）の 3 ページをご覧ください。「1. 申請団体の経営方針に関する事項」について、ご審議いただくようお願いします。</p>
会 長	<p>では、まず「1. 申請団体の経営方針に関する事項」についてということですが、この基準は指定管理の基準がもとになっているものですか。</p>
事務局	<p>その通りです。</p>
会 長	<p>指定管理の基準では、懸念されている内容が基準となっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>指定管理の基準をもとに一部当該事業の内容に変更しているものです。</p>

<p>会 長</p>	<p>それでは、それぞれ読んで確認しながら、委員の先生方に気になったところを指摘していただければと思います。</p> <p>そうですね、熱心な団体であれば加点項目まで書ける内容があるかもしれないですが、この内容に触れないと加点にならないという懸念はあるかなと思います。</p> <p>なので、妥当かどうかも含めてご意見ありませんでしょうか。</p>
<p>A 委員</p>	<p>今、加点事項のところを改めて拝読させていただいたので、意見させていただきますと、例えば「2. 団体として環境活動や地域活動など、社会貢献についての考え方が示されている」では、「環境活動」という言葉にインパクトがあるかなと思いつつ、ただ、書かれている内容としては、社会貢献について取り組んでいる団体を選びますということなので、全く問題はないのかなと感じました。</p> <p>「4. 市民サービスの向上を踏まえたうえで、成果達成の方向性が具体的かつ明確に示されている」というのは後半部分に何となく違和感があるというか、「成果達成の方向性が具体的かつ明確に」というのは、次の「2. 企画提案に関する事項」の事業計画書に盛り込んでいく内容ではないかと思います。</p> <p>もう少し大きな全体的なビジョンであればこの項目に入れてもいいのかなと、具体的には「事業を通じてどのような地域にしていきたいのか」というような大きなイメージが書かれていると応募動機にあっても良いと思いますが、「成果達成の方向性」と書いてしまうと事業の企画というイメージになってしまうかなと感じました。</p> <p>「5. 財務規律や運営体制の強化に向けた取り組みが行われ、高齢者を対象とした事業に実績を有している」というところですがけれども、これも「③経営の継続性・安定性」という項目の中にあるため、高齢者のために事業をしたいと熱い思いがあっても、これまで事業の経験がないということであれば、継続性や安定性を考えたときに疑問符をつけざるを得ないと思いますので、事業の経験があるというのは加点項目にしても問題がないのではと個人的には感じました。</p>
<p>B 委員</p>	<p>「環境活動」という言葉については反対です。イデオロギー的に捉えられる可能性があるのではないのでしょうか。本件とは関係ないと思うので違う表現を用いるのか、削除されるほうが良いと思います。</p> <p>最初に会長がおっしゃられたように、加点事項は事業者に公表されな</p>

<p>会 長</p>	<p>いものですので、確認事項を見て上手く加点事項に言及できれば加点されるものの、言及できなければ加点されないというのは、偶然的な感じもするので、どうかと思います。</p> <p>そうですね。私もちょっと確認事項に対して加点事項がどうかということについては、たまたま記載した場合に加点される、今の基準で言うと、加点事項の記載がなければ減点される形になっているので、加点事項を全て満たしていればということではなく、加点事項のところは、参考というか、こういう内容が加点としてあるということであれば使えるのかなと思います。</p> <p>あと、細かいところで「環境活動」は、私もこの事業では関係性を感じないです。介護関係の事業を実施している者がそこに意識を持たれているだろうかと思います。</p> <p>それでは他に、こういう点も見といたほうが良いというものがあれば提案しておくべきだと思いますが、今の「①経営方針」や「②応募動機」、「③経営の継続性・安定性」というのは組織を見る際の定番といえば定番の内容という感じですかね。</p> <p>では、今のご指摘を踏まえて、事務局でご検討いただくということでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>「1. 申請団体の経営方針等に関する事項」に関しましては、皆さまのご意見を踏まえて修正等の検討をさせていただきます。</p> <p>続きまして、「2. 企画提案に関する事項」は後ほどとさせていただきます、「3. 業務実施体制に関する事項」についても指定管理をもとに作成していますが、「①文書管理」では、アンケート調査等の文書の管理にアンケート回収率の向上も追加しているものです。</p> <p>「②人員配置」は、業務をこなせるだけの人員の確保を求めています。「③従事者教育」については、人権研修やハラスメント防止対策に加え、高齢者を対象とした事業であることから、高齢者の特性に配慮したコミュニケーション能力の研修を加点項目としているものです。</p>
<p>会 長</p>	<p>この部分は体制とか手続きのところになると思います。PFSの趣旨でいうとアンケートをエビデンスの一つとして実施するということがあり、通常の満足度調査ではなく、PFSにおいてはアンケートを実施することによって、成果につながるかというところを探るか確認するというのが望ましい形かと思うのですが、ここの部分に記載されている</p>

	<p>のは満足度調査的な部分となっているなと思います。</p> <p>アンケートの内容に関する提案は、「2. 企画提案に関する事項」で記載するのが良いかと思いますが、そこにアンケートについて記載する項目がありましたでしょうか。</p>
事務局	<p>アンケート調査に関しては、(資料 3) 成果水準書の 4 ページ・5 ページにある「(2) 成果評価に必要な調査等の実施」に記載しています。アンケートに必要な項目は「必須項目」を評価できる内容ということで事業者と一緒に検討していくこととなります。</p> <p>そのため、事業者選定基準(案)では、「2. 企画提案に関する事項」には記載せず、「3. 業務実施体制に関する事項」でアンケートの実施について記載しているものです。</p>
会 長	<p>アンケートの内容については、応募する事業者が提案するというのではなく、選定された事業者が成果評価に必要な調査等として市と協議のうえ決定していくというとの認識でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>そうですね。必須となる主観的健康感や気持ちの変化等の項目については市が指定することとなりますが、選定された事業者が提案する項目を追加することも可能かと考えています。</p>
A 委員	<p>会長がおっしゃるアンケートに関する項目は大事だと思っていて、例えば、評価とかフィードバックの項目を新たに作って、市が指定するアンケート項目に加えて、自分たちが実施している内容を自分たちで検証出来る仕組みを持っているかというのも大事な視点なのかと思いますので、「2. 企画提案に関する事項」に7つ目の新たな項目を追加するもの一つかなと思います。</p> <p>「3. 業務実施体制に関する事項」の「②人員配置」についてですが、市内全域を対象とした取組みを考えていくのか、モデル地域を設定して実施する取組みとするのか、で配置が変わってくると思いますが、事務局ではどのような記載を期待されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>人員配置では、人数というよりは有する資格や高齢者の特性に配慮できる人材の配置を求めています。</p>
A 委員	<p>人数の規模感ということでは、こじんまりしたグループであり、市内</p>

	<p>全域が対象となると難しいため、エリアを限定した提案では対象とならないということですか。</p>
事務局	<p>自主グループの活動範囲が小さなエリアということは可能ですが、事業者が対象として呼びかけるのは市内全域が原則であると考えています。呼びかけるエリアを限定して、順次実施していき、最終的には市内全域で実施するというのであればやり方の違いですが、実施するエリアを限定した提案というのは考えていません。</p>
A 委員	<p>それであれば、規模の大きな事業者でないと参画が難しいのではないのでしょうか。やる気のある小さな団体等の参入をどうするのかというのがポイントかなと思いました。</p>
副会長	<p>たしかに運動したくない、膝や心臓が悪くて運動出来ないという方もけっこうな数いらっしゃると思いますので、このような取組みは良いと思います。例えばですが、私はお料理が得意だからお料理教室を展開していきたいという思いがあり応募した場合、選定されたら事業の費用がもらえるというようなイメージでしょうか。</p>
事務局	<p>お料理教室をツールとした自主グループの組成という提案があるかもしれませんが、小さな一つの自主グループ活動だけで提案されるというのではなく、市内全域で小さな自主グループを複数支援していく体制の提案を期待しているものです。</p>
副会長	<p>それであれば、(資料 5) 企画提案書にある「1. 応募団体」というのは、法人を想定されているということですね。</p> <p>事業者は(資料 4) の企画提案書作成要項をもとに(資料 5) 企画提案書に記載するのであれば、たまたま記載したことが加点事項に該当していれば、加点になるということですよ。</p>
事務局	<p>そうですね。(資料 4) 企画提案書作成要項には、要求事項と確認事項は記載しているので、事業者はそれを見て提案内容を記載します。加点事項については公開しないので、確認事項から少し発展すると加点事項になるといったつながりがある指標の設定にしなければいけないと考えています。</p>

B 委員	<p>枚方市で今まで実施してこられた指定管理の基準をもとに作成されたということなので、確認事項と加点事項を設けてという形になるのはわかりますが、皆さんがおっしゃられたように事業者がそこまで言及するのが普通かどうか、というあたりになると若干、精査したい点があります。なお、加点事項に安全弁となるような細かい内容を設けていただくのも一つかなと思いました。</p>
会 長	<p>他にご意見はございませんでしょうか。 それでは、次の内容について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「4. 個人情報保護の措置に関する事項」ということですが、成果として人数を設定し、きっかけづくりの場に参加した個人が自主グループで6か月継続して活動をするといった事業の組み立てになっているため、個人情報の管理は必須となります。</p> <p>なお、個人情報保護については契約締結時に別途、「個人情報の保護に関する特記仕様書」を示します。</p>
会 長	<p>これは事業者に意識をしていただくための項目だと思いますので、特に意見等はないかと思いますが、皆さんどうでしょうか。 ご意見がないようなら、次の説明を事務局をお願いします。</p>
事務局	<p>次に「5. 業務委託料」のところになりますが、PFS というのは価格競争ではなく提案内容によって選定するものですが、本市において価格競争の要素を全く除外するということが難しいということで、金額を点数化して反映できるように設定しているものです。</p>
会 長	<p>そうすると、低い金額のほうが機械的に有利になるということですね。他府県で関わっていた際に、価格的に妥当かどうかというのは評価項目に入っていたのですが、低いと自動的に高い点数になるというやり方が適切かどうかは疑問です。</p> <p>特に PFS という事業は、そもそもプロセスが明らかになっていない事業ということで、コストを正確に算定できないため成果で支払うというスキームになっているので、それに対して先にコストで縛られてしまうというのは趣旨からいうと難しいかと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>この方法では、成果主義というお尻を叩いて成果を出しなさいという結果になってしまうのではと懸念しますが、検討する余地はあるのでし</p>

事務局	<p>ようか。</p> <p>成果に関しては支払基準により、達成した分の支払いとなりますので、最低支払額の部分について上限額を示したうえで見積書の提出を求めることを案としていましたが、金額ではなく価格的に妥当かどうかという評価に変更するのが望ましいということであれば、関係各課に確認が必要となりますので、少しお時間をいただきたいと思います。</p>
会 長	<p>それでは、事務局で再検討していただくようお願いします。</p> <p>最後に「2. 企画提案に関する事項」について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、(資料3) 成果水準書をあわせて見ていただくようお願いいたします。</p> <p>(資料3) 成果水準書の2ページの最後のところから業務内容を記載しています。成果水準書の(1) ①「きっかけづくりの場の提供」の業務内容を審査する項目として「①事業の広報」、「②趣味の技能の獲得」、「③グループでの活動」を設定しています。</p> <p>続いて、成果水準書の3ページ(1) ②「継続フォローアップの提供」を審査する項目として、「④グループ活動の促進」、「⑤自主的な活動が継続できるための支援体制」、「⑥自律的な活動が継続できる仕組み」を設定しています。ここは6か月間継続して自主グループで活動していただくということを目的としていますので、手をかけすぎて6か月後に手を離れたとたんグループが自然消滅してしまうということにならないように、この6か月を使って自主グループとして活動が継続できるようなフォローについて提案していただきたいと考えています。</p>
会 長	<p>「①事業の広報」ですが、PFSでは新しい媒体を使用するということではなく、ターゲットにちゃんと届く方法が重要かと思います。</p> <p>この事業でいえば、数を集めてくることが目的ではなく、将来的に介護を予防することができる層にきちんと届くということが重要なので、その提案内容を審査するということになるかと思います。</p> <p>最終的な目的を介護予防として、趣味を獲得することで生活の質が向上するロジックとなっていますが、実際に成果につながっているのかという途中のプロセスをアンケート等で把握する仕組み、そこが事業者の創意工夫となるため、そこを提案していただくのがPFSらしいところか</p>

A 委員	<p>と思います。そのため、「②趣味の技能の獲得」の加点事項に「社会参加以外の介護予防の効果」が記載されていますので、このあたりに組み込めると良いのかなと思います。</p> <p>「①事業の広報」については、新しい媒体ということではなく、会長がおっしゃったようにターゲットに届くかどうか大事だと思いますので、媒体という言葉は使わなくても良いかなと思います。</p> <p>また、「②趣味の技能の獲得」に関しても、趣味の技能の獲得と記載されていると、趣味が上達しなければいけないと捉えられてしまうのではないかと懸念します。上手い下手ではなく、参加意欲を高めるということが目的となるかと思うので項目名を変えたほうが良いかなと思います。</p> <p>さらに、長期的なアウトカムに向けて全体的なビジョンをどこかで示していただくのが良いと思いますので、最終的にこの事業でどのような方向に向かっていくのかという全体像を示していただく項目がどこかにあっても良いかなと思います。</p>
B 委員	<p>言葉についてですが、「⑤自主的な活動・・・」と「⑥自律的な活動・・・」はどう違うのでしょうか。</p>
事務局	<p>すみません。ここは言葉の整理をさせていただきます。</p>
会 長	<p>「③グループでの活動」は自主グループをつくるということで、「④グループ活動の促進」はグループの活動を活発にするということであれば、項目名もわかりづらく、内容が重複している部分もあるため事業者が切り分けて提案できるのか疑問を感じます。</p> <p>現場的な感覚としては、この内容で提案が書けますでしょうか。</p>
副会長	<p>一つ確認したいのですが、自律という言葉は自分たちでやってもらうという意味で「律するの律」を使用するということでしょうか。</p>
事務局	<p>そうです。継続フォローアップ期間終了後の自主グループの活動は「自律」という言葉を使用する予定です。</p> <p>あと、配点のウエイトについて全体のバランスを考えて「1. 申請団体の経営方針等に関する事項」を 10%、「2. 企画提案に関する事項」を 50%、「3. 業務実施体制に関する事項」を 10%、「4. 個人情報保護の措置に関する事項」を 10%、「5. 業務委託料」を 20%に設定させていただいて</p>

<p>会 長</p>	<p>いますが、これに関して違和感も含め、何かご意見ございますでしょうか。</p> <p>細かいことを言えば「4. 個人情報保護の措置に関する事項」の 10%と「5. 業務委託料」の 20%というのはウエイトが大きいのかなとは思いますが、事業を委託することを考えると妥当ではないかと思えます。</p> <p>これで選定基準のご審議は終了ということによろしいでしょうか。</p> <p>では、事務局で修正していただいたものについては、委員にお送りしますが、修正内容を会長で確認させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、次の案件について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>会 長</p>	<p>案件 4 今後のスケジュールについて</p> <p>(資料 1) の最終ページをご覧ください。</p> <p>4 月 5 日に市ホームページ等で運営事業者の募集について掲載し、19 日まで応募要項等の配布を行います。</p> <p>4 月 6 日から 19 日まで質疑の受付を行い、26 日に市ホームページで質疑の回答を公開します。</p> <p>4 月 27 日から 5 月 13 日まで市窓口で企画提案書等の受付を予定しています。</p> <p>5 月 23 日から 27 日の間に受け取った企画提案書等に基づき事業者にプレゼンテーションしていただく予定をしています。</p> <p>プレゼンテーションの日に選定審査会を予定していますので、応募事業者の数にもよりますが、長時間となる可能性があります。</p> <p>申し訳ありませんが、ご協力をお願いします。</p> <p>選定審査会で答申いただいた内容について市で決定し、6 月 6 日には審査結果の通知を予定しています。</p> <p>最後に、プレゼンテーション及び選定審査会の日程調整については、日程調整を行い、確定次第、ご連絡させていただきます。</p> <p>なお、プレゼンテーションについては新型コロナウイルス感染拡大の状況等が不明なこともあり、対面方式とするのかオンライン方式とするのか事業者が選択できるように検討させていただきます。以上です。</p> <p>それでは、本日の案件はすべて終了しましたので、事務局にお返しさ</p>

事務局	<p>せていただきます。</p> <p>長時間、熱心なご審議いただきましてありがとうございました。</p> <p>たくさんいただきましたご意見につきましては、こちらで検討させていただき、改めまして会長に確認したうえで皆さまにお送りさせていただきます。</p> <p>そのため、(資料 2) から (資料 7) までは机上に置いていっていただくようお願いします。</p> <p>本日はこれを持ちまして、第 1 回枚方市介護予防事業に係る成果連動型民間委託契約方式事業者選定審査会を閉会させていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
-----	---